

診療ガイドライン作成支援文献検索サービス受託要項

2016年9月1日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
受託事業委員会

NPO 法人日本医学図書館協会（以下、協会）は診療ガイドライン作成にかかわる文献検索業務を以下の条件で受託する。

1. 支援は文献検索のみとし、文献提供は行わない。
2. 受託契約が成立してから納期までに2ヶ月以上の作業期間があること。
3. 再検索の受付は納期後4ヶ月以内とする。5ヶ月以上経過して依頼を受ける場合は新規契約とする。
4. 協会は必要に応じて検索式清書を行い提出する。
5. 1ガイドライン作成を1契約とする。
6. 文献検索費用は1ガイドラインにつき10CQ当たり50,000円とし、CQ数が10件を超えた場合は10件ごとに50,000円を加算する。なお、スコープ検索等、CQ以外の検索も1テーマ当たり1件と数える。
7. 文献検索に使用するデータベースは、原則としてPubMed、医中誌Web、Cochrane Libraryとするが、検索主題により相談して選択する。
8. 依頼側は以下の情報を提供すること。
 - ①ガイドライン委員会の構成（作成委員会の名簿 要メールアドレス）
 - ②スコープ
 - ③クリニカル・クエスチョン（以下「CQ」という。）
 - ④キーワード（CQごとに、英語および日本語）
 - ⑤代表的な既知文献リスト（CQごとに2～3件）
 - ⑥遡及検索年代（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）
 - ⑦検索データベース（PubMed、医中誌、Cochrane Library）
9. 診療ガイドライン作成委員会と協会の文献検索担当者が情報共有できる体制（メーリングリストへの参加など）を作ること。
10. 文献検索担当者は診療ガイドラインの統括委員会または作成委員会に出席できるものとする。その際の旅費は学会の負担とする。
11. 完成したガイドラインを検索担当者と協会に1部寄贈すること。
12. 検索業務完了後、または最終の委員会が開催された後に協会は費用を請求する。